

議案第69号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴い、長期優良住宅維持  
保全計画の認定の申請等に関する手数料に係る規定を定めるとともに、建築基準法  
の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

## 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の120の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の120の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の125の6の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の125の7の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表の131の項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しようとするとき」を「若しくは改築しようとするとき又は建築行為を行わないとき」に、「又は改築しようとする場合」を「若しくは改築しようとする場合又は建築行為を行わない場合」に改め、同表の132の項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に、「又は改築する際に認定を受けたもの」を「若しくは改築する際に認定を受けたもの又は建築行為を行わず認定を受けたもの」に改め、同表の134の項中「基づく長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料」に改める。

### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる改正規定以外の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の131の項、132の項及び134の項の改正規定 令和4年10月1日